

業庫第49号(例)
2024年9月26日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

日本銀行における歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改等に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2024年10月15日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正における留意事項は、次のとおりです。

1. 歳入金等受入小計表の廃止について

2023年3月1日付業庫第12号により、現金分の集計表の第1片に添付する歳入金等受入小計表を廃止しました。この際、「日本銀行における歳入金等OCR帳票を処理するシステム更改までの間は、改正前の「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」国庫金編後方21.の規定により、引続き、歳入金等受入小計表を作成し、現金分の集計表の第1片に添付したうえ、OCR処理店(統轄店を経由する場合を含む。)に送付いただくことができる」旨も併せて通知しましたが、この経過的扱いは、本改正に伴って廃止します(2024年10月15日を資金払込日とする分から、当該歳入金等受入小計表は使用不可とします。)

なお、「歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改対応にかかる稼働開始予定日等について」(2024年9月4日付業庫第46号)の本文2.によりお知らせしたとおり、当該歳入金等受入小計表以外にも、2024年10月15日を資金払込日とする分から使用不可とする、または所要の対応が必要となる歳入金等OCR関係帳票がありますので、期日までのご対応をお願いします。

2. 日銀OCR分の領収済通知書に領収印を押し直す場合の取扱い変更について

本件改正に伴い、日銀OCR分の領収済通知書に領収印（または出納印）を押し直す場合の取扱いを次のとおり見直します^(注)。なお、本見直し後の運用は、2024年10月15日受入分から開始いただくようお願いします。また、本見直し後の運用を行うことが困難な場合には、現行の運用を継続していただくことで差支えありません。

(注)「歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改対応にかかる稼動開始予定日等について」(2024年9月4日付業庫第46号)の本文3.によりお知らせした件です。

(現 行) 住所、氏名欄の裏面に押す。

(変更後) 表面に押し直すことができる十分な余白があるときは、当該余白に押す。十分な余白がないときは、領収印（または出納印）の押し直しを行うことなく、表面の適宜の余白に必要記入事項（日付、金融機関名・店舗名<代理店名でもよい>および領収の旨）を記載する。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口2 1. (1) ハ. の注意事項 (右ページ) ③3. を次のとおり改める (全面改正)。

3. 領収印を押し直すときの注意

日銀OCR分の受入書類については、領収証書および領収控は領収欄近辺余白に押し、領収済通知書は、原則として、表面に押し直すことができる十分な余白がある場合には当該余白に押し、十分な余白がない場合には押し直しを行うことなく表面の適宜の余白に必要記入事項(日付、店名および領収の旨)を記載する。

また、国税OCR分(参考書式第9号(8))の受入書類については、領収証書および領収控は領収欄近辺余白に押し、領収済通知書は裏面(住所、氏名欄の裏面)に押す。

なお、これら以外については、3片とも領収欄近辺余白に押す。